

**所得税では総合課税とした配当等を
住民税では分離課税とする場合
(譲渡等の損失あり)**

区記入欄

ここには何も記入しません。

令和 **00** 年度分 特別区民税・都民税申告書 (特定配当等・特定株式等譲渡所得金額申告書)

該当する年度を記入してください。

例) 確定申告書が令和3年分の場合 → 「04」と記入してください。

杉並区長 宛

| | |
|------------|---|
| 年1月1日現在の住所 | 杉並区 阿佐谷南 1 丁目 15 番 1 号 |
| 現住所 | 同上 |
| 氏名 | ウ 郎 |
| 生年月日 | S50 年 1 月 1 日 |
| 電話番号 | 39012 03 (3312) 2111 |

住民税上で分離課税とする配当等の所得の金額を記入してください。
(特定公社債等の利子等のみを分離課税とし、その他の配当等を総合課税とする場合は、申告分離課税、総合課税それぞれの欄に金額を記入してください)

記入がない場合は、ご注意ください。

住民税上で申告した配当等の所得から特別徴収されている配当割の額を記入してください。
記入がない場合は配当割額控除を受けることができませんので、記入漏れにご注意ください。

1 上場株式等の配当等に係る特別区民税・都民税の課税

- ① 所得税と同一の課税方式を選択します。
- ② 住民税では、所得として申告しません。(配)
- ③ 次の表のとおり申告します。(③に☑をつけ

| | 配当所得等の金額 | 配当割額控除額※1) |
|---------|----------|------------|
| 総合課税※2) | 円 | 円 |
| 申告分離課税 | 円 | 円 |

※1 支払いを受ける段階で特別徴収された住民税額。ご記入がなければ配当割額控除を受けることができませんのでご注意ください。

※2 非上場株式等の配当等があれば、上場株式等の配当等の課税方式を申告分離課税とした場合でも非上場株式等の配当等の金額を総合課税として申告してください。

2 上場株式等の譲渡等に係る特別区民税・都民税の課税方式について、次のとおり選択します。

- ① 所得税と同一の課税方式を選択します。
- ② 住民税では、所得として申告しません。(株式等譲渡所得割の特別徴収で課税関係を完結)
- ③ 次の表のとおり申告します。(③に☑をつけた場合のみ下記の表に記載してください。)

| | 譲渡所得等の金額 | 株式等譲渡所得割額控除額※3) |
|--------|----------|-----------------|
| 申告分離課税 | 円 | 円 |

※3 源泉徴収ありの特定口座内で特別徴収された住民税額。ご記入がなければ株式等譲渡所得割額控除を受けることができませんのでご注意ください。また、源泉徴収なしの特定口座や一般口座での取引の場合、特別徴収は行われなため、申告不要を選択することはできません。

3 上場株式等に係る繰越損失の繰越控除について、次のとおり申告します。

| | | |
|--------------------|--------------------|--------------|
| 本年度分の配当所得等から差し引く金額 | 本年度分の譲渡所得等から差し引く金額 | 翌年度以降に繰り越す金額 |
| 円 | 円 | 円 |

注意事項: 原則として当該年度の申告期限(3月15日)までに提出が必要です。

ただし、納税通知書が送達されるまでの間に提出されたものは有効となります。

申告書等(コピー可)を添付してください。
書きください。
択してください。

申告書
受付者

ここには
何も記入
しません。

※提出者(本人以外が記入・提出する場合)

主 所

氏 名

電話番号

本人以外の方(親族や担当税理士の方など)が記入・提出する場合は、ここにお名前などを記入してください。

所得税上では配当等を総合しているため、損益通算が行われません。しかし、住民税上では配当等を分離課税として申告するため、損益通算が行われます。
これによって翌年度以降に繰り越される損失の金額が所得税とは異なる結果となるため、損益通算後にも損失の金額が残る場合、「翌年度以降に繰り越す金額」の欄に、繰り越す金額を記入してください。

【区記入欄】

合所

配・扶

医療費

寡・ひ

繰損